

札幌都心地域都市再生緊急整備協議会等構成員の追加について

1 構成員の追加

(1) 北海道ガス株式会社

理由：都市再生特別措置法の一部を改正する法律が平成 28 年 9 月 1 日に施行されことに伴い、都市再生安全確保計画に非常用電気等供給施設（非常用の電気又は熱の供給施設をいう。）の記載が可能となったことを受け、新たに位置付ける予定の非常用電気等供給施設（（仮称）北 4 東 6 エネルギーセンター）の整備主体である本事業者を札幌都心地域都市再生緊急整備協議会及び安全確保計画部会の構成員として追加する。

(2) 株式会社北海道熱供給公社

理由：(1)と同様、新たに位置付ける予定の非常用電気等供給施設（札幌市北 1 西 1 周辺地区自立・分散型エネルギー供給施設、西 2 丁目地下歩道熱導管ネットワーク）の整備主体である本事業者を安全確保計画部会の構成員として追加する。